

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。（以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取地区工業用水道天日乾燥床汚泥収集運搬・処分委託

汚泥の収集運搬（予定数量）V=161 立方メートル

汚泥の処分（予定数量）W=177 トン

(2) 業務の仕様

別添鳥取地区工業用水道天日乾燥床汚泥収集運搬・処分委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 廃棄物処理の産業廃棄物（収集・運搬）

イ 廃棄物処理の産業廃棄物（処分）

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 以下の全ての業区分及び廃棄物の種類について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項及び同条第 6 項または第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であること。

ア 業区分：産業廃棄物収集運搬業 廃棄物の種類：汚泥

イ 業区分：産業廃棄物処分業 廃棄物の種類：汚泥

(6) 本件業務を実施するに当たり、入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、開札日の 3 月以上前から継続しているものをいう。）にある者から業務責任者を配置できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企業局東部事務所

4 入札手続等

(1) 入札の手續及び業務の仕様に関する問合せ先
〒680-0921 鳥取県鳥取市古海 250
鳥取県企業局東部事務所
電話 0857-21-4788
電子メール kigyokyokutoubu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月20日(水)から同年11月26日(火)までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調達情報 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月20日(水)から同年11月26日(火)までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年12月2日(月)午前10時

イ 開札日時

アに同じ

ウ 場所

鳥取県鳥取市古海 250 鳥取県企業局東部事務所 研修室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和6年11月22日(金)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和6年11月25日(月)にインターネットの鳥取県企業局ホームページの調達情報 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に令和6年11月26日(火)午後4時までに提出(郵送可。ただし、同時刻までに必着のこと。)し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない(県が指示した場合を

除く)。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式))(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (3) 2の(5)を証するもの(許可書の写し等)
- (4) 2の(6)を証するもの(配置予定業務責任者報告書(様式第5号)、配置予定業務責任者との雇用関係を証明するもの等)

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年11月27日(水)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県企業局東部事務所にに対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年11月28日(木)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県企業局東部事務所長は、説明を求めた者に対して令和6年11月29日(金)までに書面等により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書(様式第4-1号又は様式第4-2号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 入札金額は、各工種の単価(消費税及び地方消費税を含まない額とし、小数点以下の記載は認めない。)に予定数量を乗じた金額の合計(以下、「合計額」という)に消費税及び地方消費税を加算した額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、括弧書きで消費税及び地方消費税の額を併記すること。また、内訳として単価と合計額を記載すること。

この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約額とならないので注意すること。なお、請求にあたっては単価に実績数量を乗じた額の合計に消費税及び地方消費税を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とする。

- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (5) 入札書は、第1回目、第2回目、第3回目の入札書を、「入札書」と記載した別々の封筒に入れて封かんした上、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、業務の名称及び業者名を記載して提出すること。
なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。
また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

- (8) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (10) 入札参加者は、入札を行うまでは、いつでも入札を辞退することができる。
入札を辞退する場合は、入札辞退届を持参又は郵送すること。
- (11) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の（1）の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (12) 委任状及び入札書のあて名は、鳥取県企業局東部事務所長 西尾 寛 とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 金額数字の不鮮明な入札
- (8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 適用される制度

最低制限価格制度（鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領による。）

13 落札者の決定方法

本件公告に記載のとおり。

14 契約書作成の要否

要

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 再委託の禁止
 - ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

なお、収集運搬及び処分については業務の中核となる部分であるため、特段の理由がある場合を除き、認めない。ただし、収集運搬のうち掘削、積込作業にあたっては業務の中核にあたらないことから、発注者の承認を受けることで契約の履行を第三者に委託することができる。
- (6) 10 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 6 号）を、4 の（1）の場所に提出すること。